

告 示

埼玉県告示第七百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
日生病院	日高市高萩一六一九	平成二十八年三月三十一日
医療法人社団 マリア 会 和光歯科医院	和光市丸山台一〇〇一 TCビル三階 M	平成二十八年三月三十一日
あおい薬局 入曾店	狭山市南入曾五五三一一	平成二十七年十月三十一日
よしば診療所	久喜市吉羽一―二八―二三	平成二十八年三月三十一日
医療法人 K・N・C 桶川日出谷診療所	桶川市下日出谷西三―三―四	平成二十八年三月三十一日
埼玉県厚生農業協同組合連合会 久喜総合病院	久喜市上早見四一八―一	平成二十八年三月三十一日
きらり薬局	蓮田市根金一八一三―一〇	平成二十八年四月三十日
埼玉県厚生連 久喜総合病院訪問看護ステーション	久喜市上早見四一八―一	平成二十八年三月三十一日
医療法人 松本内科・ 消化器クリニック	坂戸市溝端町八一九 第八増尾ビルF	平成二十八年三月三十一日
まるクリニック	草加市住吉一―一三―四〇 ミレハイツ一〇五 ス	平成二十八年三月三十一日
安達歯科クリニック	春日部市栄町一―三二九	平成二十八年四月二十八日
カネミ薬局	比企郡小川町大塚一―五〇―一	平成二十八年四月十四日

河西外科脳神経外科	島田クリニック
川口市弥平二一八八	行田市壺里山町一三二柳沢ビルF
平成二十八年三月三十一日	平成二十八年三月三十一日

二 指定施術機関

氏名	佐間田 孝	熊倉 勝久
住所		
施術所	名称	院 おおざと整骨越谷市大里四一六
	所在地	さいたま市大宮区桜木町一三八九一七 こんのビル三F
廃止年月日	平成二十八年三月三十一日	平成二十八年五月十一日